

重度障害者の地域生活を支える制度の充実を求める意見書

平成18年、国連において障害者の権利に関する条約が採択され、我が国でもこれを契機に障害者基本法の抜本的改正や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行など、障害者施策に関する法整備が進められてきた。これにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らす共生社会の実現に向けた取組は着実な進展を見せている。

一方、重度障害者の地域生活の現状に目を向けると、依然として家族の献身的な支援に依存する側面が大きく、いわゆる「親亡き後」の問題のみならず、親の高齢化や介護力の低下に伴い、生活が不安定になるなど深刻さを増しており、重度障害者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続ける体制は、十分とは言い難い。

重度障害者が家族の支援に依存せず、地域社会の中で自立し、安心して暮らすためには、国が主体となった支援制度の充実及び十分な財政措置が不可欠である。とりわけ、重度障害者の地域生活の拠点となるグループホームの整備や日中活動を支える障害者支援事業所の運営基盤の強化は、共生社会を支える不可欠なインフラである。

よって、国におかれては、グループホームの建設・運営に対する財政支援を強化し、その整備促進を図るとともに、移動支援事業や居宅介護事業などの訪問系サービスについて、地域格差なく安定的に提供されるよう、国庫補助基準の拡充などの障害福祉サービス制度の見直しや従事者の処遇改善等に向けた財政措置を講ずるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年2月27日